

【ヤマト運輸様の荷物転送の有料化について】

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、ヤマト運輸様の規約変更により2023年6月1日（木）から出荷後のお届け先変更が**有料**となります。お届け先を変更（転送）する場合、転送料金をヤマト運輸様が**お届け先様から着払い**で収受することとなりました。転送料金は、ご贈答用の場合でも**お届け先様のご負担**となりますので、ご住所にお間違いがないか十分にご確認の上ご注文ください。

なお、お届け先様が住所不明で配達ができない場合は、送り状記載の**ご依頼主様に転送(有料)**させていただきますので、予めご了承ください。

6/1以降に転送が発生した場合の例

例① お届け先様ご本人のご希望で、転送する（自宅→会社など）。

→ お届け先様が着払いで転送料金を負担

例② 送り主様からご指示頂いたご住所がお引越し等で変更となっていたため、新しいご住所へ転送する。

→ お届け先様が着払いで転送料金を負担

例③ 送り主様からご指示頂いたご住所が間違っていたため、正しいご住所へ転送する。

→ お届け先様が着払いで転送料金を負担

※番地の修正も転送扱いとなります。マンション名も省略せずにご登録ください。

例④ 送り主様のご指示で、お届け先を変更する。

（本来のお届け先様 → 別のお届け先様）

→ 別のお届け先様が着払いを負担

※着払い料金のご負担があることを、送り主様から転送先の受取人様へご連絡していただきご了承ください。

ヤマト運輸様のご案内ページはこちら

https://www.yamato-hd.co.jp/important/info_230417_2.html

株式会社 山本屋総本家